

現 行 定 款	変 更 (案)
<p>第 3 章 会 員</p>	<p>第 3 章 会 員</p>
<p>(会員の資格)</p>	<p>(会員の資格)</p>
<p>第 5 条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(1) 正 会 員 八王子税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む） で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者</p> <p>(2) 特別会員 正会員である法人の代表者が他に経営する法人</p> <p>2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p>	<p>第 5 条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(1) 正 会 員 八王子税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む） で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者</p> <p>(2) 特別会員 正会員である法人の代表者が他に経営する法人</p> <p>(3) 準 会 員 八王子税務署管内に所在する個人事業主（個人事業主会員を新設）</p> <p>2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p>
<p>(入会)</p>	<p>(入会)</p>
<p>第 6 条 この法人の正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、入会することができる。</p>	<p>第 6 条 この法人の正会員、特別会員又は準会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、入会することができる。（準会員を加筆）</p>
<p>第 4 章 総 会</p>	<p>第 4 章 総 会</p>
<p>(権限)</p>	<p>(権限)</p>
<p>第 1 3 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項</p>	<p>第 1 3 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)並びにこれらの附属明細書の承認 (法改正に伴い、正味財産増減計算書を活動計算書へ名称変更)</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項</p>
<p>(開催及び招集)</p>	<p>(開催及び招集)</p>
<p>第 1 4 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき</p> <p>(2) 正会員総数の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき</p> <p>3 総会は、開催の日から少なくとも 1 週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。</p>	<p>第 1 4 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき</p> <p>(2) 正会員総数の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき</p> <p>3 総会は、開催の日から少なくとも 3 週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。 (次頁の「第 5 項」に記載の「総会参考書類等の電子提供措置」については、法律の定めにより、総会の 3 週間前までに実施する必要があることから、総会招集通知の発出時期もこれにあわせ、現行の総会開催日の「少なくとも 1 週間前」から「少なくとも 3 週間前」に繰り上げる)</p>

現 行 定 款

(正会員の議決権)

- 第16条 正会員は各1個の議決権を有する。
- 2 正会員は、前項の議決権を行使するため、総会に各1名の代表者を出席させる。
- 3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

- 第19条 この法人に次の役員を置く。
  - 理 事 45名以上65名以内
  - 監 事 1名以上 4名以内
- 2 理事のうち 1名を会長、8名以内を副会長、18名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

変 更 (案)

- 4 前項の文書は、個別の正会員の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により発することができる。(デジタル化対応のため新設)
- 5 総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。(デジタル化対応のため新設)

(正会員の議決権)

- 第16条 正会員は各1個の議決権を有する。
- 2 正会員は、前項の議決権を行使するため、総会に各1名の代表者を出席させる。
- 3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。
- 4 前項の委任は電磁的方法をもって行うことができる。(デジタル化対応のため新設)

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。(現行定款の“各候補者”の“各”を削除)

第 5 章 役 員

(役員の設定)

- 第19条 この法人に次の役員を置く。
  - 理 事 35名以上65名以内 (定員下限の引き下げ)
  - 監 事 1名以上 6名以内 (定員上限の引き上げ)
- 2 理事のうち1名以上は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号の要件を満たす者とし、監事のうち1名は同条第16号の要件を満たす者とする。(法改正に伴い新設、以下番号を繰り下げ)
- 3 理事のうち 1名を会長、8名以内を副会長、18名以内を常任理事とする。
- 4 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

## 現 行 定 款

(役員を選任等)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
  - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。

## 第 7 章 理 事 会

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

## 第 1 1 章 資 産 及 び 会 計

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

## 変 更 (案)

(役員を選任等)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
  - 3 理事のうち、理事のいずれか1名と**特別利害関係（配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関）**にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。**(法改正に伴い追記)**
  - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 5 **監事と特別利害関係を有する者は、理事となることができない。**  
**(法改正に伴い新設)**

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。
  - 5 **会長、及び副会長並びに常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。**  
**(原則「3ヶ月に1回以上」とされている、業務執行理事による職務執行状況の理事会での報告の間隔を法律の許す範囲で拡大し、理事会開催日をより柔軟に決定できるようにするため、条項を新設)**

## 第 7 章 理 事 会

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各**副会長**が理事会を招集する。  
**(“会長が欠けたときは”の“は”を削除)**  
**(円滑な理事会招集を行う観点から、“各理事”を“各副会長”に変更)**

## 第 1 1 章 資 産 及 び 会 計

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、**公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類**については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。**(法改正に伴い追記)**
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

現 行 定 款

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第12章 定款の変更及び解散

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附 則

変 更 (案)

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(法改正に伴い、正味財産増減計算書を活動計算書へ名称変更)

第12章 定款の変更及び解散

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に総会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益認定の取消し時等の財産贈与先の変更)

(残余財産の処分)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法人清算時の財産贈与先の変更)

附 則

5 この定款の一部変更（第5条、第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条、第30条、第40条、第41条、第45条、第46条）は、令和8年6月17日より施行する。

(総会決議をもって、定款変更が施行される旨の附則の新設)

6 第13条及び第41条の変更に係る効力発生日は、令和6年公益法人会計基準に定める移行猶予期間の範囲内で会長が決定した日とする。なお、本項は当該決定があった日以後、これを削除する。

(新会計基準導入時より、関連条項が効力を発する旨の附則の新設)

